

ガンデンポタン期（1642–1959）成立のチベット法典・法令集の 構成と系統関係

——「zhal lce 法典」を収録する諸写本を中心として——

手塚 利彰

はじめに

1637年の青海地方侵攻からはじまる西モンゴル・オイラト族のグシハン一党によるチベット征服戦争は1642年にひととおり完了した。グシハンによるチベット再編の特徴としては下記のような諸点がある⁽¹⁾。

第一は、ダライラマの権威の確立。グシハンとその一族はダライラマの熱心な信者で、ゲルク派内の一有力名跡に過ぎなかったダライラマの地位は、これ以降、ゲルク派のみならずその他の宗派の上に君臨する汎宗派的なものとなり、その権威はチベット全土を覆い、さらにはモンゴル人や満洲人にまで及んだ。

第二は、「ガンデンポタン (dga' ldan pho brang)」の発足。グシハン一党は、平定したチベットのうち、もっとも肥沃で人口稠密なヤルンツァンポ河流域をダライラマに寄進した。このダライラマ領の統治機関として発足したのが「ガンデンポタン」である。1725年には、清朝の雍正帝から隣接地域の加増をうけ、1959年に至るまで、ラサを本拠としてチベットの中枢部を統治し続けた。

第三は、青海モンゴル人と各地の諸侯に対する支配権の分割。1637年の青海遠征はオイラト族を挙げての出兵であったが、残るカム地方（1640）や中央チベットの征服（1641–42）は、オイラト本国からよびよせて青海に移住させたホショト部族を主とするグシハンの手勢のみによって完遂された。チベット内に本拠をおく勢力による統一としては、吐蕃王朝以来である。ただしグシハンは、ダライラマ領の寄進に加え、青海モンゴル人および服属したアムドやカム等の諸侯に対する支配権をすぐさま自身の皇子たちに分配し、チベット全土を一手に掌握する中央権力機構を樹立することはなかった。それゆえ、ダライラマの権威と宗教界への支配がチベット全土を覆って展開し、時代が下るにつれて強化されていったのに対し、歴代のチベット＝ハンやその他の傍系皇族たちがそれぞれ保有する権限・権益は、分割相続の進展にともない細分化する一方となり、最終的には、清朝の雍正帝による青海出兵（1723–24）により完全に覆されるに至る。

以上のように、この時期はチベットが大きく再編され、現代にまでつながる要素が出現した時代であったが、本稿のテーマである法体系・法制に関してみた場合、ガンデンポタンが

制定した法令を主として一部が個別的に紹介されている、という段階にとどまっております⁽²⁾、全体像の解明はほとんど進んでいない。

1642年以降のチベットでは、ダライラマ領のガンデンポタン、チベット=ハンをはじめとするグシハンの子孫、アムド・カムの諸侯、数年任期の代官によって支配されるグシハン一族の直轄領などが各地に散在しており、ゆえにこの時代の法体系・法制を考察する場合、これらの集団がそれぞれ内部で運用するために制定した規範、これら諸集団の全体を拘束する規範、上下関係・相互関係を律する規範などが分析の対象とされる必要がある。しかしながら、管見の限り、各地の所蔵機関に収蔵されているテキストでこの時期のチベット法として紹介されているものの中には、諸侯領や代官領の法規はみられない。また、1980年代後半からラサヤグラムサラなどでこの時代の様々な分野のチベット法を収録した資料集がいくつも出版され⁽³⁾、特にラサヤ北京で出版されたものには、従来知られていなかったものが多数含まれているが、残念ながら、これらに収録されているのも、ガンデンポタンを主とする歴代中央チベット政権の法典か、チベットに関して清朝が制定した各種法規に限られており、チベット全体の状況を知るための手がかりは、非常に乏しい状況である⁽⁴⁾。

本稿は、この時期のチベットの法体系解明のための前段階の作業として、12~16からなる「zhal lce」という章立てによって区分された、刑事・民事関係を主とする条文から成る法典（以下「zhal lce 法典」と称す）を収録する法典・法令集をとりあげ、その特徴を明らかにすることを旨とするものである。

「zhal lce 法典」を収録する法典・法令集は、版本は確認されておらず、各地に所蔵されている写本は、収録される法典の構成や、同じタイトルを持つ法典の文面の異動など、極めて多彩で、ひとつとして同じものがない。

「zhal lce 法典」は、ガンデンポタンのもの以外に、パクモドゥパ政権やツァンパ政権など、中央チベットの旧政権が編纂したことを示す前文をもつものがある。ただし管見の限りでは、これら旧政権の「zhal lce 法典」は、ガンデンポタンの法典や法令とともに1セットの冊子に収録されているか、ガンデンポタンの法令という主旨のタイトルが付されており、すなわちこれらを収録する写本自体は、ガンデンポタン発足以降に成立したものであることになる。「zhal lce 法典」のほかにも、ガンデンポタンの制定ではないのが明らかな法典として、ツァンパ政権の大法典（khrims yig chen mo）や、モンゴルのアルタン=ハーン法典などを収録する事例が観察される。

本稿では、zhal lce 法典やその他の単行法令を複数収録する1セットを指して仮に「法典・法令集」と呼ぶが、ただし、この種のセットが「歴代政権の各種法典を集めた資料集」としてではなく、ガンデンポタン期における「現行法の集成」として編纂され、運用されていたとするならば、そのセット全体でひとつの「法典」と見なすべき事になる。

本稿では、各写本の構成の対比、「zhal lce 法典」の系統関係の考察、同一法典の文面の対照などを通じ、この種の「法典・法令集」の性格について検討する。

1 「zhal lce 法典」を収録する法典・法令集の種類と構成

本稿の執筆にあたり、筆者がオリジナルもしくはマイクロフィルム・ファクシミリ等による複製を実見した法典集の写本としては下記のようなものがある。各写本の構成については、表1 (pp.98-99) を参照。

- 東洋文庫所蔵本 (河口慧海将来)
 - (1) *khriṃs yig zhal lce bcu gsum/* (443-2780).
 - (2) *mchod yon nyi zla zung gi khriṃs yig/* (444-2781).
- 東京大学文学部所蔵本 (多田等観将来)
 - (3) *bod gzhuṅ dga' ldan pho brang pa chen mo'i khriṃs yig/* (蔵外文献 No.408).
マイクロフィルムからの複製を閲覧。
- チベット図書館 (bod kyi dpe mdzod khang/ Library of Tibetan Works and Archives, LTWA) 所蔵本⁽⁵⁾
 - (4) *khriṃs yig chen mo dang/ zhal lce bcu drug pa sogs bzhuḡs/* (ta=5 13544).
全部で5分冊からなり、糸によって一セットに束ねられている。各分冊の丁数は、bam 1=1a-15a, bam 2=16a-30a, bam 3=31a-45a, bam 4=46a-60a, bam 5=61a-64b。後述のごとく、もっとも後部に配置された法令の文章が途中で途切れており、第6分冊目が脱落したものと思われる。
 - (5) *khriṃs yig dang gzhan dag nye mo sna tshogs bzhuḡs/* (ta=5 13545).
全部で6分冊からなり、(4)と同じく、糸によって1セットに束ねられ、第1冊の表表紙5と第6冊の裏表紙は蓮の花で刺繍された錦布にて装丁されている。各分冊の丁数は、bam 1=1a1-15a7, bam 2= 16b1-29a7, bam 3= 30b1-43a7, bam4= 44b1-57a7, bam 5=58a1-68b6, bam 6= 69a1-80b1。

下記は、チベット図書館に対し同館所蔵の法制史料の写本の閲覧を申請した際、写本の1つ (請求記号 ta=5 13545) を影印出版したテキストとして紹介を受けた。

 - (6) *Tibetan Legal Materials*, LTWA, Dharamsala, H.P., 1985.
- リバプール博物館所蔵本
マイゼツァール氏は、1973年、英国リバプール博物館が所蔵する四種のチベット法典・法令集写本に関する報告を発表した (Meisezahl, 1973)。氏の報告はきわめて詳細で、「zhal lce 法典」に関してはそれぞれの序文の全文もしくは主要部が、ローマ字転写テキストにより提示されている。氏の報告に依り、リバプール博物館の4写本の内容・構成についても考察の対象とする。
 - (7) Die Bailey-Handschrift (Nr.66.3.15).
 - (8) Die Handschrift Bell 20 (Nr.50.31.114).
 - (9) Die Handschrift Bell 18 (Nr.50.31.113a).
 - (10) Die Handschrift Bell 19 (Nr.50.31.113b).

2 主要法典の概要と収録状況

「zhal lce 法典」は第3節で取り上げることとし、本節では、各法典・法令集に収録されているその他の主要な法典・法令について概観する。(1)～(10)は法典・法令集の各写本に対し前節で付した番号を指す。

- *khriims yig chen mo/*.

収録：(1) 1a1-19b5、(2) 40b6-52b6、(4) 1a1-16b3、(5) 1a1-24b7、(6) p.96, 1.1-p.112, 1.8、(7) 4a1-15b7

概要：タイトルは「大法典」の意⁽⁶⁾。ツァンパ政権時代の1631年に編纂され、本稿で検討の対象とする10写本のうち、6件が収録する。ツァントェ王カルマテンキョン⁽⁷⁾を讃える長大な序文を持ち、殺し、盗みに対する罪と罰、賠償などを規定する。

- *mnga' 'og gyi/ lha sde/ mi sde/ rdzong gnyer las 'dzin/ sdud dang bskul brda sne slebs/ 'bun gtong skya ser sogs drag zhan mtha' dag la go bar byed pa'i yi ge/*.

収録：(1) 21b1-25a2、(5) 24b7-28b1、(7) 56a1-58a2⁽⁸⁾

概要：タイトルは「属下の寺院領・世俗領、ゾンの職責に従事する者、徴収と督促・支出の担当者、担保を設定する僧俗などあらゆる者に理解させる文書」の意。「施主・受施者 (mchod yon)」すなわち初代チベット=ハンのグシハン (位 1642-1655)、ガンデンポタンの初代デシーのソナムラプテン (任 1642-1656) の連名による布告⁽⁹⁾で、ゾン知事、荘園の管理人などに対し、徴税・担保の設定を主とする民政の諸分野において、「施主・受施者」の印章を押した命令書の主旨に従い、恣意的に権力をふるうことを禁止する内容である⁽¹⁰⁾。

末尾の「“ニマ”という水羊年 (nyi ma zhes pa chu lug)」について、マイゼツァール氏は1583年に比定し、この法令を収録する写本(7)の主要部分の成立がアルタン=ハーン最晩年にあたるという主張の傍証の一つとする⁽¹¹⁾。しかし文面中では、ツァンパ政権 (1565-1642) を過去の政権とし、ツァン政権時に任命された村役人の「施主・受施者」による信任⁽¹²⁾、ツァン時代の帳簿や公文書の取り扱いに関する注意⁽¹³⁾などが見られるので、山口瑞鳳氏の比定どおり1643年とみなすべきである。

- *dpar brjod ga'u le'i dper brjod bzhugs/*⁽¹⁴⁾

収録：(4) 52a6-56a3、(6) p.113, 1.1-p.130, 1.7

概要：年月日の入った判例や力役徴税の規定などの集成。ただし収録内容は文献ごとにおおきく相違する⁽¹⁵⁾。

- *khriims 'degs kyi ang rims bzhugs so/*.

収録：(6) p.130, 1.8-p.135, 1.2、(9) 29a6-31a1⁽¹⁶⁾

概要：13項目にわかれ、カターや衣服など様々な物品の名称の横に数字が配置され

ている。レベッカ氏は、宮廷費の項目別規定とする⁽¹⁷⁾。

- *gzhan yang sna tshogs skor la/*.

収録：(4) 59b8–64b7、(5) 69a1–80b1、(7) 52b4–54a7、(9) 28b?–29b⁽¹⁸⁾

概要：様々な分野の断片的な規定を集成。森や耕地への火付け、雨期に悪意で耕地を荒らす目的で溢水させることなどへの罰の規定が冒頭に置かれている点は(4)(5)と、(7)(9)とで共通するが、収録項目の数、葉数とも(4)(5)が圧倒的に多い。写本(4)では最後に配置され、おそらくこの写本の成立後に6分冊の最後の1冊が脱落したためであろうか、文章の途中で唐突に途切れているが、写本(5)に所収のものは文章が完結、水牛年(十七世紀中では1613年、1673年)の紀年があり、祈願句「sarba mangga lam」で締めくくられている。

- アルタン=ハーン法典

収録：(7) 66a1–73a7, 74b1–81b5

概要：テキストの残るモンゴル法典としては最古のものとして知られており、いまのところ(7)に収録されているチベット語訳テキストのみが確認されている。マイゼツァール氏の報告にも、この法典についてはテキストの全文がファクシミリ版で収録されている(Meisezahl, 1973. pp.267–284)。

この法典の前文は「一切仏の頂に推戴された者、六種の生物すべての保護者、あらゆるものにそれぞれの教化を施す蓮華宝珠の身に化身した者であるアルタン法王の命令 (rgyal ba thams cad kyi mchog tu dbang bskur ba rigs drug yongs kyi skyabs gnas nor bu padma gang la gang 'dul gyi skur sprul pa al than chos kyi rgyal po'i bka'//)」と題し(66a1–66a3)、アルタンが「四〇部」すなわち全モンゴルのモンゴル人に対し、自身の法規の遵守を要求した文言がある(66b7–67a2)。条文中にも「右翼三部⁽¹⁹⁾の婚姻」に関する規定などがある(80a4)。

編纂年については、テキストそのものには記載がないが、前文においてアルタンとダライラマ三世の会見についての記述があることから、先行研究においては、この会見が行われた1578年からアルタンの死の1581年の間の成立だと推測されている⁽²⁰⁾。ただし、この会見の記事を含め、チベット・モンゴルにおける仏教弘通の歴史を語る前文の前半部は、アルタンに対し三人称・敬語を使用するなどの不自然な点がみられ、別人による挿入が疑われる⁽²¹⁾。

3 「zhal lce 法典」の種類と系統関係

第1節で紹介した法典・法令集の諸写本に収録されている「zhal lce 法典」としては、以下の8種類が観察される。各条の名称と配列は表2(p.100)を参照。

- 十二条法典

収録：(2) 1a1–40b6 (5) 28b1–68a6 (6) p.39, 1.1–p.95, 1.4

概要：グシハン（1655 没）とソナムラブテン（1658 没）を、ダライラマ五世を擁する「日月の一对」にたとえる序文がある。この両名は現在の権威者として扱われ、かつダライラマ五世の北京訪問と清の順治帝の会見（1652-53）について言及があるので、序文の成立は 1653-55 ごろと推定される⁽²²⁾。

- 十三条法典 a

収録：(1) 25b2-62a3

概要：カルマテンキョンを讃える前文⁽²³⁾。

- 十三条法典 b

収録：(9) 1b-28b?

概要：マイゼツァール氏はこの法典・法令集のセット全体のタイトルとして、表 1 に転記したタイトルがあることを紹介、タルチン氏編纂の法典集「*sngon byon chos rgyal srong btsan sgam pos mdzad pa'i khirms yig zhal lce bcu gsum dang khirms 'degs ang grangs bcas /*」⁽²⁴⁾収録の「zhal lce 法典」との一致を指摘⁽²⁵⁾。このバージョンがラサで刊行された資料集 ZP 所収のほぼ同名の「zhal lce 法典」と同じテキストであるとするならば、十二条法典と同一文面の序文で、各条の文面および後文の一部は十三条法典 a と同一⁽²⁶⁾。

- 十三条法典 c

収録：(10) 1b1-38a5

概要：十八世紀中期のガンデンポタンの有力指導者ドリンパンディタ⁽²⁷⁾による序文。

- 十五条法典

収録：(6) p.1, 1.1-p.38, 1.9⁽²⁸⁾

概要：(6) 所収のテキストは、ランツァの行書体と思われる文字によりタイトルと巻頭詞の冒頭四句が記されているが、筆者には判読できなかった。この法典の名称について、本文中では二度にわたり「青龍の宣布せるそれぞれの法規を説くもの (g-yu 'brug sgrog pa'i zhal lce so sor bshad pa)」とよばれ (p.16, 1.5, p.19, 1.5)、またコロフォンでは「諸々の抛り所に速やかに必要な論書・二種の法を見る鏡 (brten pa rnams la nye bar mkho ba'i bstan bcos khirms gnyis lta ba'i me long)」とされる (p.38, 11.2-3)。編纂年については明記されていないが、「大司徒」⁽²⁹⁾による法規であることが述べられており⁽³⁰⁾、パクモドゥパ政権の法典であることがわかる。

本文は前文と条文にわかれ、前文は「世尊」が「十不善」を捨てるための 3 つの論書を著したこと、インドにおいて歴代の法王たちが「十不善」のそれぞれに対応する世俗の法を定めたことを述べる第 1 章 (p.3, 1.4-p.11, 1.8)、世俗の法を制定した場合、しない場合の利点と弊害を説いた第 2 章 (p.11, 1.8-p.12, 1.7)、ソんツェンガンボが、十不善を捨て去るための「根本四法律」や、「十六清浄人法」に基礎をおく「規範の論書・黄金の格子編 (lugs kyi bstan bcos gser gyi le rtsha sgrigs)」「牛の書簡 (glang bka' mchid)」など、「十善にもとづくチベット

法・二十規章 (dge bcu la brten pa'i bod khrimis nyi shu'i bca' yig)」を制定したことを述べる第3章 (p.12, 1.7-p.15, 1.9)、法官と証人、原告と被告の心構えや法律用語を解説し、十五条の呼称を列挙する第4章 (p.15, 1.9-p.19, 1.9) からなる。

他の「zhal lce 法典」は表2 (p.100) で示したごとく、条文の名称や配列がほぼ共通するのに対し、この法典は他の「zhal lce 法典」と名称が共通する条文は7条のみで、配列も大きく前後する⁽³¹⁾。また、条文名が一致する各条の文面も他の「zhal lce 法典」のそれと比してきわめて簡略である。各条の配列と名称は以下のとおり。

- 第1条 bsad pa stong gi zhal lce
- 第2条 rmas pa khrag gi zhal lce
- 第3条 rkus pa 'jal gyi zhal lce
- 第4条 bsnyon tol mna' dkar gyi zhal lce
- 第5条 byi byas byi rin gyi zhal lce
- 第6条 bye bral mthun sdebs kyi zhal lce
- 第7条 'gros 'ded le lan gyi zhal lce
- 第8条 dma' phab pa yus kyi zhal lce
- 第9条 dpus 'dod tshong gi zhal lce
- 第10条 lhag chad rtsis kyi zhal lce
- 第11条 la lho rgyab kyi zhal lce
- 第12条 nam phar tshul gyi zhal lce
- 第13条 dpa' bo stag gi zhal lce
- 第14条 sdar ma wa'i zhal lce
- 第15条 khrimis 'debs bab snyug gi zhal lce

- 十六条法典 a

収録： (3) pp.1-93⁽³²⁾

概要： (3) はこの法典のみを収録。カルマテンキョンを現国王としてツァンパ政権が編纂した序文が付され、王家の歴史を語る第1章、サムドゥブツェ大宮殿を描写する第2章、この王朝の「清らかなる法規」を語る第3章、16の zhal lce の弁別とその拠り所となった旧法典などを語る第4章などからなる。写本に付されたタイトルと内要の齟齬については、4節 (p.94) にて検討する。

- 十六条法典 b

収録： (8) 1a1-49a

概要： マイゼツァール氏の報告に前文が全文引用されている⁽³³⁾が、その内容は十六条法典 a の前文のうちから、第1章と第2章の全文と、第3章のうちツァンパ政権の関与を明示する部分を削除し、4章と繋ぎあわせたものである。条文も、マイゼツァール氏が引用したサンプルから判断するかぎり、十三条法典 a や十

—ガンデンポタン期成立のチベット法典・法令集の構成と系統関係—

六条法典 c ではなく、十六条法典 a と系統を同じくすると思われる。コロフォンの「'dzin byed」年について、マイゼツァール氏は不詳とする (1973, p.236) が、カルマテンキョンの在位年より以前よりはさかのほらないので、1636 年以降のいずれかということになる。

● 十六条法典 c

収録： (4) 18b4-52a6、(7) 16a1-52b3

概要：前文と後文は、十三条法典 a とほとんど同一の文面。第 1、第 2、第 16 の 3 条については、テキストの文面は十六条法典 a と同一。第 3 より第 15 条までの 13 条は、十三条法典 a と同一。

以上の「zhal lce 法典」のうち、ガンデンポタンの十二条法典、およびツァンパ政権の十六条法典 a には、それぞれが編纂される過程をくわしく描写した一節がある。まず、十二条法典の序文より ((2) 11a1-11b4, (6) p. 53, l.6-p.54, l.6)

…昔からの口伝と由緒正しい法令に関する古い公文書を集めた「十六条法典」というものが存在することが政府の要職にある人々のお耳に入って、その草稿が必要な理由をお述べになる方々がたくさん現れたが、その草稿は手元になく、「[十六条法典]」そのものを差し上げることもしなかった。この法典の系統を引き、序文と名詞の一部だけ違って、法典と名の付いたあるものが特別にあって、それには *dpa' bo stag gi zhal lce* という兵法に関するものと、*sdar ma wa'i zhal lce* という *rdzong* を運営する方法に関するものと、*sne mo las 'dzin gyi zhal lce* など役人が職務につくことなど大小の業務を行なうことに関する 3 条に欠けていたけれども、[その草稿の] *zhu bzhes bden rdzun gyi zhal lce* からの 12 条を、偈咒で飾っただけでなく、過去の口伝の模範をそのままみならったものに対し、ささいな意味の誤りと不正確な部分をよく校訂して編集した。

ここでは、ガンデンポタン版の「zhal lce 法典」編纂にあたり、「十六条法典」を入手できず、別の「この法典の系統を引」く法典を参照したとある。十六条法典 a の序文には、この記事に符合する一節がある。

…各々の国にそれぞれ一つならざる多くの条文をもつ法規の流儀が何条もあったが、ツァンパ王の御言葉がチベットのウィツァン地方すべてを覆ったため、[ツァンパ王の治下における裁判は] 大宮殿サムドゥプツェの法令にもとづく必要が多いに生じたので、「大いなる水晶の印章の法典 (*khriims yig shel tham chen mo*)⁽³⁴⁾」を提出した。その間に、「食物倉の催促を行う管理人と助手・村々の長老・村長たちの法を記した円満善妙の書 (*gnyer tshang gi bskul brda gnyer g-yog lung tshan gyi rgan po gtso bo rnams kyi zhal lce'i rnam bzhas phun tshogs dge legs ma*)」という草稿をつくり、仕上がらぬままネウ・デヤン宮に置いていたが、それが流出して法典の名がついてしまった。前書きに韻文の偈咒が有る 1 巻本や、序文のかくかくしかじかがシカ・ネウの法典のように装われたものなどがあり、これらは草稿が書き上がったものではないので、条文は不完全であり、

—ガンデンポタン期成立のチベット法典・法令集の構成と系統関係—

ほとんど理解できない不正確さや不完全さもあって、特に〔中には〕法典の名がついたものもある。そもそも法典というものは、王命による認可を承けて印章の押されたものに対していうものであり、そのような根拠のないものは、捏造、私製というしかない。よって再び未完成の草稿を編纂した。(p.19,1.1-p.20,1.3)

以上の記事をつきあわせると、ツァンパ政権の「zhal lce 法典」の完成版として「十六条法典 a」があり、その完成に先立ち「zhal lce 法典」の草稿が「法典」の名で流布したこと、ガンデンポタンの「zhal lce」法典は、ツァンパ政権にとっての完成版である「十六条法典 a」ではなく、その草稿に基づいて編纂されたことなどがわかる。

各「zhal lce 法典」の前文や条文の文面の共通性・類似性なども勘案して推定した「zhal lce 法典」の系統関係は、表 3 (p.100) のとおり。

4 前政権や他国の旧法典を収録する意味

以上の 2 節で示したごとく、上記諸写本には、ガンデンポタンの法典・法令とともに、さまざまな前政権や他国の旧法典も収録されている。

アルタン=ハーン法典および十五条法典は、それぞれ一写本にしか収録されていないため比較対象が存在しないけれども、ツァンパ政権の *khirms yig chen mo* および 4 種の「zhal lce 法典」の前文については、テキストの文面をつきあわせることにより、収録にあたって行われたとおもわれる文面の「改変」を見いだすことができる。以下に「改変」のサンプルをいくつか提示する。

khirms yig chen mo には、ツァンパ政権最後の王カルマテンキョンワンボの名が明示されているものと、その部分が抽象的な仏法守護の王とされているものがある⁽³⁵⁾。

吉祥なるカルマテンキョンワンボのお言葉 (dpal ldan karma bstan skyon dbang po'i gnam) (1) 3a4-5、(2) 41b2-3、(6) p.96,1.9。

↓

仏教のごとく守護する諸王の勅令 (chos bzhin skyong ba'i rgyal po mams kyi lung) (4) 2a5-6、(7) 4a5

十六条法典 c は、前述のごとく十三条法典 a とほぼ同一文面の前文を有するが、前者は *khirms yig chen mo* と同様、十三条法典 a においてカルマテンキョンの名がある場所に、類似した発音の、君主を意味する一般名詞が配置されている。

十三条法典 a : (karma bstan skyon dbang po) (1) 27a4, 28a2

↓

十六条法典 c : 吉祥なる大地の守護者・人の王 (dpal sa skyong mi'i dbang po) (4) 19b5, 20a7

また十六条法典 b は、前節で示したごとく、ツァンパ政権の「zhal lce 法典」の完成版と

して編纂された十六条法典 a の前文からツァンパ政権の王家や本拠地の宮殿をたたえる記述をカットして短縮された前文を有している。

カルマテンキョンの名やツァンパ王家やその宮殿をたたえる文面が、ツァンパ政権時代に成立した原典に存在せず、ガンデンポタン期になってから付加されたとは考えにくい。逆に、原典には存在したが、ガンデンポタン期に法典を筆写した者たちが、削除・置換したものと考えるのが自然である。

では、このような削除・置換がおこなわれた理由はなにか。

過去の法制史料を集成する、という意図で編まれたものであるならば、この種の改変は不要である。これらは前政権の旧法典を現行法として収録するにあたり、現政権の法典として不適切な部分を改めるという意図で行われたものと思われる。

ツァンパ政権の十六条法典 a のみを収録している写本 (3) に附された「チベット政府・大ガンデンポタンの法典」というタイトルは、「誤記 (山口, 1983, pp.808, 820)」とみなすのも一つの解釈ではあるが、ツァンパ政権の旧法典がガンデンポタンのもとのまま現行法として採用されたことを示す事例であるという可能性も、十分に検討の余地があろう。

十五条法典の場合には、前文・条文とも後の「zhal lce 法典」に見られない文面が多く、これらと相補うものとして収録されたものと思われる。

アルタン=ハーン法典の場合は、チベット国内に居住するモンゴル系住民に適用するために収録されたことは疑問の余地がないとして、問題は、ダライラマ領内でガンデンポタンの管轄下におかれた小規模集団のみが対象⁽³⁶⁾なのか、あるいはグシハン麾下の青海モンゴル人も含まれるのか、という点である。

写本 (7) においてアルタン=ハーン法典の直前に配置されているふたつの文献をみると、まず第 2 節で紹介した「施主・受施者」の「文書」が 56a1-58a2 にかけて、ついで「hohen weltlichen oder geistlichen Persönlichkeit (高位の俗人ないしは宗教的個人)」の「Nord-Tibet」における戦いの「物語」が 60a1-65a2 にかけて配置されている⁽³⁷⁾。マイゼツァール氏はこれらの 2 文献の末尾に記されている「水羊年」をいずれも 1583 年に比定するが⁽³⁸⁾、前者のものは既出のごとく 1643 年にグシハンを発令者の一人として発せられたものであり、後者についても、主人公が戦う相手はゲルク派の抑圧者「Kökö Nuur」の「chgo-tu」や仏教弾圧者「Be-ri」の「Bon-po」など、1637-42 年に展開されたグシハンによるチベット征服活動における主要敵たちである⁽³⁹⁾ことをみても、この「物語」の主人公がグシハンであり、この「水羊年」もまた 1643 年を指すであろうことに疑問の余地はない。

この「物語」は、マイゼツァール氏によれば、ひたすら主人公の戦いを描写するのみで、法律関係の文献ではないという⁽⁴⁰⁾。となれば、法典・法令群の中に独立の文献として挿入されたとは考えにくい。他の写本に収録されている「施主・受施者」の「文書」には、この「物語」を後置したものはないので、アルタン=ハーン法典に前置される付属文書であった可能性が高い。

このような構成・配置より、写本 (7) におけるアルタン=ハーン法典は、グシハン麾下の青海モンゴル人を主たる適用対象として収録されたものと考えられる^(※補注)。

—ガンデンポタン期成立のチベット法典・法令集の構成と系統関係—

これらの旧法典は、前政権の法制史料として扱う場合には、ガンデンポタン期の法典として収録されるにあたっての改変の有無や程度について検証することが不可欠であることはいうまでもない。

まとめ

今回、「法典・法令集」として分析対象とした写本群は、単に歴代政権の法典・法令を収録した資料集としてではなく、現行法の集成として編まれた可能性が高い。したがって、これらは「法典・法令集」ではなく、共に収録されている文献の1セット全体でひとつの「法典」と見なすべきであると考えられる。

ただしこれらは、所収の「zhal lce 法典」の文面などによって成立時期の前後やそれぞれの系統関係などを大まかに把握することはできるが、はたしてこれらがそれぞれ特定時期の法体系を反映しているのか、あるいは当時のチベットの法制が文面の相違する法典を同時に運用するものであったかどうかなど、未解明の課題は多い。

よって、この種の法典のバリエーションを可能なかぎり多く収集して文面の考証を行うとともに、入手しえた写本（もしくは今後発見されるかもしれない版本）のそれぞれについて、いつ・どこで・誰が・どのように使用していたかに関する情報についても可能な限り収集し、ゆくことが、これらの法典群の史料的価値を確定するために必要な作業となる。

参考文献

- 石濱裕美子（2001）：「ダライラマ五世の権威確立に菩薩王思想が果たした役割」『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店、第三章、pp.71-106。
- 山口瑞鳳（1983）：「一四世紀以後の「準古法」法典」『吐蕃王国成立史研究』岩波書店、pp.807-813。
- 同（1987）：「法律」『チベット』上、東大出版会、pp.234-239。
- 何峰（1997）：「論西藏基層官吏的法律地位」『西藏研究』1997年第3期、pp.109-113,129。
- 周潤年、喜饒尼瑪（1994）：「十六条法典和十三条法典」『西藏古代法典選編』北京・中央民族大学、pp.123-132。
- Ishihama, Yumiko（1993）：“On the Dissemination of the Belief in the Dalai Lama as a Manifestation of the Bodhisattva Avalokitesvara”, *Acta Asiatica*, No.64, pp.38-56, Tokyo.
- Meisezahl, R. O.（1973）：“Die Handschriften in den City of Liverpool Museumus（1）”, *Zentralasiatische Studien*, No.7, pp.221-284, Bonn.
- Rebecca, R.F.（1995）：*The Golden Yoke: The Legal Cosmology of Bhuddhist Tibet*, New York.
- do.（1996）：“Tibetan Legal Literature: The Law Codes of the dGa' ldan pho brang”, *Tibetan Literature Studies in Genre*, eds. J.I. Cabeon and R.R. Jackson, pp.438-457, New York.
- Yamaguchi Zuiho（1970）：*Catalogue of the Toyo Bunko Collection of Tibetan Works on History*, Tokyo.
- BKD：『西藏歴代法規選編（*bod kyi snga rabs khrims srol yig cha bdams bsgrigs/*）』
「雪域文庫」7、西藏自治区社会科学院藏文古籍出版社、1989年3月。
- BLD：『西藏重要歴史資料選編（*bod kyi gal lce'i lo rgyus yig cha bdams bsgrigs/*）』
「雪域文庫」16、西藏藏文古籍出版社、1991年2月。

—ガンデンポタン期成立のチベット法典・法令集の構成と系統関係—

SNC: *sangs rgyas rgya mtsho, blang dor gsal bar ston pa'i drang thig dwangs shel me long nyer gcig pa*, 1681, 22 fols, zhol par khang 版 (1941-51).

TLM: *Tibetan Legal Materials*, LTWA, Dharamsala, H.P., 1985.

ZP: 『歴代法典選編 (*Zhal lce phyogs bsdus*)』 西藏人民出版社、1987年12月。

註

- (1) 以下の3段落は、拙稿「青海ホシト部のチベット支配体制」(『日本西藏学会々報』44号、1999年3月)、同「グシハン一族と属領の統属関係」(『立命館東洋史學』22号、1999年7月)による。
- (2) 石濱氏は、十七世紀のチベット「王権思想」を探るための史料として東洋文庫所蔵の2写本を利用、所収法典の一部の成立時期等を考証(石濱, 2001, Ishihama, 1993)。山口氏は、十四世紀以降の歴代政権が、自身の法規の権威付けとして吐蕃王朝のソンツェンガンボ王の法規の踏襲をうたっていることを紹介、東洋文庫および東京大学所蔵の3写本によって「zhal lce 法典」の各条の名称と内容を紹介(山口, 1983)。周潤年・喜饒尼瑪の両氏は、十三条法典bおよび十六条法典a(→本稿第3節参照)の中文訳と解題を行い、両法典の概要を紹介(周・喜饒尼瑪, 1994)。何峰氏の論考はツァンパ政権の十六条法典によって「西藏地方の官吏」の地位や権限について考察したもの(何, 1997)。レベッカ氏はチベット法典の思想背景や裁判制度等における運用状況の復元に取り組む(Rebecca, 1995, 1996)。
- (3) TLM, BKD, BLD, ZP(以上は pp.95-96 の参考文献一覧を参照)、『*lcags stag zhib gzhung*』(鉄虎清冊)(北京・中国蔵学出版社、1989年10月)、『*bkra shis lhun po'i bca' yig*』(札什倫布寺規)(中国蔵語系高級佛学院編、北京・民族出版社、1989年4月)等。
- (4) 張齊民主編『青海蔵区部落習慣法資料集』(西寧・青海人民出版社、1993年12月)は、青海省のチベット人地域の行政組織や罪と罰の規定についてまとめたものであるが、収録された事例は、1950-60年代に行われた現地調査の資料や1980年代後半の、現代中国法に基づく判決が科したものを補う形で行われた習慣法による賠償の事例などであり、本稿が対象とする時期の法体系を探るための史料として活用することは、非常に困難である。
- (5) レベッカ氏はLTWAが所蔵する法典・法令集の写本として8種類を挙げている(Rebecca, 1995, pp.371-372)。筆者がLTWAに赴いてこれらを一覧請求し、うち6本を実見した結果に基づき、本稿で分析の対象とする10文件(→第1節参照)との対応関係を示す。矢印左側のタイトルはレベッカ氏によるもの。
 - 1) *rgyal khrims gser*, ta 5, 13548 → 写本(3)の複製。
 - 2) *khrims yig bzhugs pa*, ta 5, 13547 → 写本(2)の複製。
 - 3) *khrims yig chen mo dang zhal lce bcu drug pa sogs bzhugs*, ta 5, 13544 → 写本(4)。
 - 4) *khrims yig dang gzhan dag nye mgo sna tshogs bzhugs*, ta 5, 13545 → 写本(5)。
 - 5) *khrims yig zhal lce bcu gsum bzhugs so*, ta 5, 13549 → インド製の子供用学習ノートに十三章法典aまたはb(→本稿第3節参照)の条文部分のみを筆写したもの。おそらくZPもしくはBKD所収の十三章法典bを底本に、ごく最近筆写されたものと思われる。
 - 6) *sku rgyal lam*, ta 5 7015 → 未見
 - 7) *gtsang pa rgyal po'i khrims yig zhal lce bcu gsum pa*, ta 5, 13546 → 写本(1)の複製。
 - 8) *zhin bris kyi bod rgyal sne'i dgong pa'i khrims yig*, ta 5, 13550 → 未見。影印本(6)の底本。
- (6) タイトルは写本(4)による。
- (7) ツァンパ政権(1565-1642)の最後の王(1606-1642)。
- (8) ZPにも収録(pp.191-194)。

—ガンデンポタン期成立のチベット法典・法令集の構成と系統関係—

- (9) 石濱裕美子氏の考証に依る (石濱, 2001、pp.73, 103)。
- (10) 山口瑞鳳氏による解説・抄訳がある (山口, 1987、pp.240-241)。
- (11) Meisezahl, 1973, p.229.
- (12) 筆者が実見した諸写本には欠けていたが、ZP 所収のテキストには「若干の文献に”我ら施主・福田の有印文書なくしてツァン時代までの村役人に信任なし」というのは、この一節にある」という一句がみえる (ZP, p.192, ll.2-3.)。
- (13) 山口, 1987、p.241。
- (14) タイトルは (6) 所収のものに依る。ZP では「she bam chen mo'i dper brjod /」のタイトルで一部一致する文献を収録 (pp.117-190)。
- (15) 写本 (4) の 53b4-54b6 と ZP の p.121, l.18-p.123, l.10、写本 (4) の 54b8-55b5 と ZP の p.126, l.14-p.127、写本 (6) の p.113, l.1-p.130, l.7 と ZP の p.117, l.1-p.135, l.8 が一致。(8) の 52b1-82a にタイトルが類似する土羊年 (sa mo lug) の法典が収録されている (Meisezahl, 1973, p.239)。
- (16) ZP は「khrims 'degs ang grangs bzhugs so」のタイトルで収録 (pp.194-199)
- (17) Rebecca, 1995, p.371.
- (18) Meisezahl, 1973, p.243. マイゼツァール氏は (9) 所収分について、前置の十三条法典 b との境界を明示していない。
- (19) 「g-yas phyogs kyi tsho pa gsum」。十六世紀以降、モンゴルは左翼三万户、右翼三万户に再編され、アルタンは右翼トゥメト部に所属する。
- (20) Meisezahl, 1973, p.230、島田正郎『明末清初モンゴル法の研究』(創文社、1986)、pp.40-41。
- (21) アルタン=ハーン法典に関しては、前文のテキスト解析、全体像の提示などを主題とした別稿を準備中である。
- (22) 石濱氏の考証に依る (石濱、2001、p.104)。
- (23) 山口、1983, p.820 (注 49)。他に「サムドゥプツェ宮殿で作った」とも (28b1, 29a2)。
- (24) Tibet Mirror Press, Kalimpong (1954).
- (25) Meisezahl, 1973, p.241.
- (26) ZP, pp.77-116。BKD は「ta'a la'i bla ma sku 'phreng lnga pa'i dus gtan la phab pa'i khrims yig zhal lce bcu gsum」というタイトルで、前文・条文・後文ともほぼ同一文面の法典を収録 (pp.146-184)。
- (27) ドリンパンディタは、十八世紀中期にガンデンポタンの中樞を担ったガシー族のゴンポ・ゴェドゥプラプテンのあだ名で、タイジ号も有する (Petech, L. 1973. *Aristocracy and Government in Tibet 1728-1959*, Roma, pp.53-55.)。マイゼツァール氏はコロフォン中の「me yos」年を 1867 年に比定しているが、ドリンパンディタの生存期間中 (1721-1792) で唯一該当するのは 1747 年である。
- (28) BKD, pp.46-81。
- (29) パクモドゥパ政権の祖チャンジュブギェンツェンが中央チベットを平定した 1354 年に元朝から授かった称号。
- (30) 「(この法典は) 過去の法王たちのお考えに違わず、とりわけソンツェンガムボ王がお作りになった「論書・黄金の格子編」「牛の書簡」に基づき、大司徒の法規にて荘厳した」とある (TLM, p.38, ll.3-4)。
- (31) BKD の「出版説明」は「著名な十五条法典の構成と少しも一致せず、いつ誰がお作りになったのかもはっきりしないけれども、語句から判断してパクモドゥ時代の最初の zhal lce であると思

—ガンデンポタン期成立のチベット法典・法令集の構成と系統関係—

われるので、全文を収録した」と述べる (p.1)。チャンジュプゲンツェンの十五章法典の紹介としては、ドライラマ五世のものが「著名」であるが、その条文の名称・配列は後世のツァンパ政権やガンデンポタンのものと一致する (山口、1983, pp.807-813) 一方で、この zhal lce 法典とは大きく相違している。

- (32) ZP は pp.13-76 に、BKD は pp.82-145 に収録。
- (33) Meisezahl, 1973, pp.232-235.
- (34) khrims yig chen mo を指すものと思われる。
- (35) マイゼツァール氏も写本 (1) (2) と (7) との対比により、この置換の存在を指摘している (Meisezahl, 1973, Anmerkungen Nr.39, p.253)。
- (36) ガンデンポタンの各級役人の職掌を定めた二十一章法典 (SNC) は、モンゴル人について、自己の管轄下にある者たちを「政府 (=ガンデンポタン) に頭を垂れたモンゴル人たち (gzhung du mgo gtad kyi sog po rnams)」と呼ぶ一方、グシハン一族を「施主たる北方人 (byang pa yon bdag)」[「外部の賓客集団 (phyi mgron sde)」、その麾下を「施主たる北方人のモンゴル人 (byang pa yon bdag gi sog po)」とよび分け、明確に区分している。詳細に関しては、別稿を準備中。
- (37) マイゼツァール氏の報告に依る (Meisezahl, 1973, pp.228-229)。
- (38) Meisezahl, 1973, pp.228-229.
- (39) 青海のチョクト=ホンタイジは 1637 年、ボン教徒 (bon po) のペリ王トゥンユドルジェは 1640 年にグシハンに征服されている。
- (40) “Der nächste Text, ff.60a1-65a2, ist nicht juristischer Art,...”. Meisezahl, 1973, p.229, l.20.

※補注：本稿校正中チンゲル氏より「『グウシ・ハーン法典』の成立：所謂『アルタン・ハーン法典』に対する疑問」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第 48 輯第 4 分冊, 2003) の抜刷を頂戴した。氏がその存在を指摘したグシハンの法典編纂事業は、本稿が分析対象とした法典・法令集の各テキストの成立を考察する上で、非常に興味深い事件である。また、この事業がアルタン=ハーン法典の蔵訳やチベット法典への収録の背景にあるという氏の指摘は、今後この史料の背景に関する共通認識になると思われる。筆者と見解を異にする部分もあるが、この時期のチベット法研究にきわめて有意義な問題提起が行われており、あわせ参照されたい。

表 1：各法典・法令集の構成

- (1) khrims yig zhal lce bcu gsum
- 1) (khrims yig chen mo) 1a1-19b5
 - 2) stong chad sogs kyi zho thags srang grangs ci lugs / 20a1-21a6
 - 3) mnga' 'og gi/ lha sde mi sde/ rdzong gnyer las 'dzin/ sdud dang bskul brda' sne sleb/ 'bun stong skya ser sogs drag zhan mtha' dag go bar byed pa'i yi ge/ 21b1-25a2
 - 4) 十三条法典 a を収録する際に付された付属文書か? 25a2-26b2
 - 5) 十三条法典 a 25b2-62a3
- (2) mchod yon nyi zla zung gi khrims yig
- 1) 十二条法典 1a1-40b6
 - 2) (khrims yig chen mo) 40b6-52b6
- (3) bod gzhung dga' ldan pho brang pa chen mo'i khrims yig
- 1) 十六条法典 a pp.1-93
- (4) khrims yig chen mo dang/ zhal lce bcu drug pa sogs bzhugs/

—ガンデンポタン期成立のチベット法典・法令集の構成と系統関係—

- 1) khrimis yig chen mo 1a1-16b3
 - 2) (賠償に関する規定など) 16b3-18b4
 - 3) 十六条法典 c 18b4-52a6
 - 4) 裁判の判例や力役・徴税等各種の事例・規定 52a6-56a3
 - 5) khrimis 'degs ang grangs/ 56a3-57b1
 - 6) dge stong 'jal gcod byed lugs dang/ thad thob skor la 57b1-58b8
 - 7) stong srang zho 'beb byed lugs/ 59a1-59b8
 - 8) gzhan yang sna tshogs skor la/ 59b8-64b7
(後欠)
- (5) khrimis yig dang gzhan dag nye mo sna tshogs bzhugs/
- 1) (khrimis yig chen mo) 1a1-24b7
 - 2) mnga' 'og gyi/ lha sde/ mi sde/ rdzon gnyer las 'dzin/ sdud dang bskul brda'i sne slebs/ 'bun gtong skya ser sogs drag zhan mtha' dag la go bar byed pa'i yi ge/ 24b7-28b1
 - 3) 十二条法典 28b1-68a6
 - 4) gzhan yang sna tshogs bskor la/ 69a1-80b1
- (6) TIBETAN LEGAL MATERIALS
- 1) 十五条法典 1a1-19b9 (p.1, 1.1-p.38, 1.9)
 - 2) 十二条法典 20a1-48a4 (p.39, 1.1-p.95, 1.4)
 - 3) (khrimis yig chen mo) 48b1-56b8 (p.96, 1.1-p.112, 1.8)
 - 4) dpar brjod ga'u le'i dper brjod bzhugs/ 57a1-65b7 (p.113, 1.1-p.130, 1.7)
 - 5) khrimis 'degs kyi ang rims bzhugs so/ 65b8-68a2 (p.130, 1.8-p.135, 1.2)
- (7) Die Bailey-Handschrift (Nr.66.3.15)
- 1) (khrimis yig chen mo) 4a1-15b7
 - 2) 十六条法典 c 16a1-52b3
 - 3) gzhan yang sna tshogs pa la / 52b4-54a7
 - 4) 罪に対する賠償の規定 54a7-54b3
 - 5) mnga' 'og gyi / lha sde / mi sde / rdzong gnyer las 'dzin / sdud dang bskul brda'i sne slebs / 'bun gtong skya ser sogs drag zhan mtha' dag la go bar byed pa'i yi ge / 56a1-58a2
 - 6) グシハンのチベット平定に関する「物語」 60a1-65a2
 - 7) アルタン=ハーンの法典 66a1-81b5
 - 8) spor grangs re'u mig bzhugs so/ 82a-83b
- (8) Die Handschrift Bell 20 (Nr.50.31.114)
- 1) 十六条法典 b 1a1-49a
 - 2) 物品の価格表 50a-51a
 - 3) 'phrin yig gi dper brjod mdo tsam bkod pa blo gsal rna ba'i rgyan zhes bya ba / 51b1-82a
- (9) Die Handschrift Bell 18 (Nr.50.31.113a), gzhung dga' ldan pho brang pa'i chab srid dbu brnyes nas bzung bka' khrimis zhal lce bcu gsum sgos nas gtan 'bebs gnang ba dang khrimis 'degs ang grangs bcas /
- 1) 十三条法典 b 1b3-28b?
 - 2) gzhan yang sna tshogs las / 28b?-29b
 - 3) khrimis 'degs ang rim 29a6-31a1
- (10) Die Handschrift Bell 19 (Nr.50.31.113b)
- 1) 十三条法典 c 1b1-38a5

表2：各条のタイトル対照表

(和訳名は山口、1983 に依る)

—	—	16-01	15-13	dpa' bo stag gi zhal lce (勇者虎服の掟)
—	—	16-02	15-14	sdar ma wa'i zhal lce (怯者狐服の掟)
—	13-01	16-03		rgyal po me long gdong gi zhal lce/ sne mo las 'dzin gyi zhal lce (高官の掟)
12-01	13-02	16-04		zhu bzhes bden brdzun gyi zhal lce (告訴受理弁別の掟)
12-02	13-03	16-05		bzung bkyigs khirms ra'i zhal lce (捕縛して法廷に引き立てる掟)
12-03	13-04	16-06		nag chen khrag gcor gyi zhal lce (大罪には血を失わせる掟)
12-04	13-05	16-07		dran 'dzin chad las kyi zhal lce (見せしめの制裁罰の掟)
12-05	13-06	16-08		hor 'dra za rkang gi zhal lce (蒙古のような糧食、人足の掟)
12-06	13-07	16-09	15-01	bsad pa stong gi zhal lce (殺人に対する帳消しの掟)
12-07	13-08	16-10	15-02	rmas pa khrag gi zhal lce (傷害に対する血の掟)
12-08	13-09	16-11		bsnyon ham mna' dag gi zhal lce (食言に対する宣誓の掟)
12-09	13-10	16-12	15-03	rkus pa 'jal gyi zhal lce (盗みの返済の掟)
12-10	13-11	16-13		nye 'brel 'bral bzilums kyi zhal lce (姻戚離間調停の掟)
12-11	13-12	16-14	15-05	byi byas byi rin gyi zhal lce (姦淫と姦淫の代価の掟)
12-12	13-13	16-15	15-12	nam phar tshul gyi zhal lce (夜半前後の掟)
—	—	16-16	—	kla klo mtha' 'phob kyi zhal lce (蕃地辺境の掟)

表3：zhal lce 法典系統関係表

凡例

太線・・・テキストの文面より系統関係が直接に確認できるもの

実線・・・条文の文面が比較的類似しているもの

破線・・・なにがしかの影響を及ぼしたと推定されるもの

十五条法典

